

慶 弔 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県作業療法協会（以下「本会」という。）の慶祝および弔慰について定める。

(対象)

第2条 本会の正会員および名誉会員とする。

(慶祝)

第3条 正会員が結婚する場合は、祝電をもって慶祝する。

(弔慰)

第4条 正会員が死亡した場合は、本会役員が参列し弔電および香典ならびに献花等をもって弔慰とする。

(支出金額の基準)

第5条 支出金額は、1件につき3万円を上限とする。

(特例)

第6条 第3条、第4条および第5条に定めない事例が生じた場合は、その都度会長が決定する。

2 慶弔等事例発生後2ヵ月を経過した場合は対象としない。

(本会への連絡)

第7条 慶弔等の事例が発生した場合は、会員、施設責任者または支部長がすみやかに事務局あてに連絡するものとする。

2 会員への慶弔等事例発生時の伝達は、会長の判断により必要に応じて行う。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。